

# みどり通信

第158号 2008. 11. 6

## CONTENTS

● 西田セミナー報告	P1	● FX 2 活用事例	P7
● 税務	P3	● これからの研修	P8
● 社会保険	P4	● あとがき	P8
● 生命保険	P5	● 営業カレンダー	P9
● 一倉 定 経営心得	P6		



『ツキと運を身につける成功法』セミナー終了後、西田先生と松木さんを囲んで

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



西田文郎先生No.1セミナー

# 『ツキと運を身につける成功法』 ～その強運の法則を学ぶ～ 定員オーバーの盛況にて無事終了

先にご案内させていただいておりました、標記のセミナーは、10月23日(木)におかげさまで定員100名のところ、なんと140名を超える皆様からおいでいただき、無事終了することができました。

参加いただきました皆様、本当にありがとうございました。

今回は、当事務所主催の23周年記念事業として企画させていただいたところ、お客様企業のみならず一般の方々からも参加いただき、遠くは胎内や佐渡からもおいでいただきました。

静岡の地よりおいでいただいた西田先生の熱意あふれる語りかけに、時間の過ぎ去るのも忘れるほど。あっという間の3時間でありました。

- 脳の条件付けをしてしまえば、ある意味イヤでも成功してしまう…
- その脳を条件付けする方法…
- 実際の具体的成功者…
- それぞれが明日から実践すべきこと・・・

等々を学ばせていただいた次第です。

参加いただきました皆様に、今回のセミナーをぜひ生かしていただき、それぞれの成功をつかんでいただくことを祈念申しあげます。

また、終了後の懇親会でも、大勢の方々に参加いただき、先生との意見交換をしていただきました。

セミナーの中で予定していてできなかった「記憶力の実験!？」については

懇親会の終了間際に実施していただき、“運良く！”最後まで残られていた方々からは驚きの声が上がったほど…。

その記憶力の実験とは、ご一緒においでいただいた西田先生の会社の社員の方(松木さんです)が、黒板を背に座り、目をつむっている状態の中で、西田先生の指示により参加者の方々から順番に好きな“物”をいっていただき、それを黒板に書き写しておいて、その社員の方が記憶できているかという実験であります。

30人の方々から30個の“いろいろな物”をそれぞれいっていただいた訳ですが、見事にその30個すべてを黒板を見ずにスラスラと言い当てていただき、大拍手となった次第です。

右脳を瞬時にコントロールして記憶するという実験で、誰にでもできることだという説明でありました。

西田先生、また、参加いただきました皆様本当にありがとうございました。この場を借りて心から感謝申し上げます。

なお、西田先生の新刊本(ツキと幸運がやってくる31日の習慣)が10月28日に発売されました。

詳しくは、西田先生のホームページ(<http://www.nishida-fumio.com/>)をご覧ください。



熱弁をふるう西田先生

## 給与の一部未払と源泉徴収の取扱について

前回は、過年度のサービス残業等を遡って認め、残業代の支払を…という場合についてお伝えしました。今回は、本年の給与支給に未払がある場合、給与に係る源泉所得税の取扱はどうなるのかについて触れてみたいと思います。

所得税の源泉徴収制度では、「**実際に支払が行われた給与等に対する税額を、支払が行われた月の翌月10日までに納付しなければならない。**」とされています。そのため原則では、実際の支払を基に納付の義務を判断しますので、支払自体が無い場合には納付もないこととなります。

また、給与の一部だけを支給した場合は、本来の給与の要支払額全額を基にして算出した源泉税額を、給与の要支払額全額と実際の支給額との割合で按分して計算した金額にて源泉税を納付することとなります。

ただし、以下については注意が必要です。

### ①給与等について未払があるまま、年末調整の段階を迎えることとなった場合

この場合には、たとえその支払が翌年に繰り越される場合であっても、支払うべき金額が確定しているものについては、その要支払金額全てを含めた上で年末調整を行うこととなります。したがって、「年間の給与等の支払金額の総額」及び「年間の所得税額の総額」は、未払給与等を加えた金額でそれぞれ計算します。

### ②支払が確定している「役員の未払賞与」がある場合

該当するケースはあまり見受けられないかも知れませんが、役員賞与の支払いを確定した後、実際の支払がないまま1年を経過した場合、その1年を経過した日に支払があったものとみなす、という規定があります。そのため、この場合には実際に支払いが無くとも、全額支払があったものとして源泉徴収を実施し翌月10日までの納付が必要となります。また、①に述べている通り、年末調整時にも注意が必要です。

今年も残すところあと2ヶ月、年末調整の準備が色々と必要な時期となりました。今回お知らせの給与の未払等に限らず、年末調整や源泉税の預かり・納付等ご不明な点につきましては、お気軽に当事務所担当者にお尋ね下さい。

担当：西丸 保幸

# 社会保険

男性は昭和28年4月1日生まれまで、女性は昭和33年4月1日生まれまでの方の

## 厚生年金の請求は60歳です！

### ● 厚生年金支給の仕組み

(例) ◎ 昭和20年4月2日～昭和22年4月1日生まれの男性の場合

60歳 ▽	63歳 ▽
報酬比例部分(在職中の給料の平均と加入期間で計算する)	
	定額部分(加入期間のみで計算する)
	加給年金

◎ 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日生まれの男性の場合

60歳 ▽	64歳 ▽
報酬比例部分	
	定額部分
	加給年金

※ 60歳から支給される報酬比例部分の請求を遅らせても、金額は増えません。60歳で請求をしておけば、定額部分受け取り開始時に自動的に加算されます。給料が高い社長も、60歳で請求だけは済ませておいたほうが安心です。

### ● 多くの人の勘違い

#### ① 請求を遅らせると金額が増える？

国民年金と混同しています。厚生年金は請求を遅らせても金額は増えません。

#### ② 在職中だから請求しない

給料によっては一部または全部がもらえます。請求しておけば、自動的に振り込まれます。

#### ③ 給料が高いからどうせもらえない

「全額支給停止」の方でも請求しておけば、退職時や65歳時に早く入金されます。

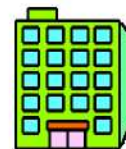
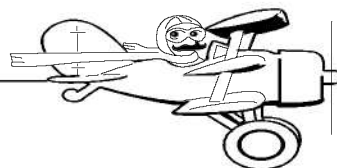
**60歳で請求して損になることは一切ありません!!**

詳しいことは、当事務所担当職員まで  
お問い合わせください。



今日のテーマ

定期保険の経理処理について



今回は定期保険の支払い保険料の経理処理(全損および1/2)の定義についてご案内します!!

定期保険税務・ワンポイントレッスン「105ルール」

- ① 保険料全額損金の定義(法人税基本通達9-3-5)
  - ・被保険者の契約年齢+(保険期間×2) ≤ 105(以下)
  - ・(もしくは)保険満了年齢70歳以下(被保険者年齢問わず)
- ② 保険料1/2損金の定義(昭和62年直法2-2(例規)、平成8年課法2-3改正)
  - 被保険者の契約年齢+(保険期間×2) > 105(超)
  - かつ満了年齢が70歳超 注)①・②ともに全期払いの前提
  - \* 1/2損金プランは契約当初6割相当期間の保険料を1/2損金・1/2資産とし残り4割相当期間は支払保険料全額を損金算入、6割相当期間で積立た資産を残り期間で按分し損金算入するものとする。

○記載の税制については平成20年11月現在のものです。今後の税制によって変更となる場合がありますのでご注意ください。  
 ○保険料の経理処理の詳細につきましては、お気軽に当事務所担当者にご確認ください。

①(例) 50歳男性、27年満了の定期保険加入  
 $50 + (27年 \times 2) \leq 105$ ...全額損金

②(例) 50歳男性、98歳満了の定期保険加入  
 $50 + (48年 \times 2) > 105$ ...1/2損金\*

(例)上記②において、年の支払保険料を100万円とした場合の保険料支払時の仕訳処理は次の通りです。

当初28年間	借方	貸方
	支払保険料50万円	現金 100万円
	前払保険料50万円	
残り20年間	借方	貸方
	支払保険料170万円	現金 100万円
		前払保険料70万円

50歳加入の定期保険料の税務処理と解約返戻金(CV)のイメージ

15年満了(全損)  
CV殆どなし

- ・事業保障準備資金
- ・死亡退職金・弔慰金の準備

～年満了・歳満了の考え方について～  
 ・年満了の場合は90歳まで自動更新  
 ・歳満了の場合は自動更新なし

27年満了(全損)  
CVイメージ

- ・事業保障、死亡退職金・弔慰金の準備
- ・CVの活用=退職金準備

98歳満了(1/2損金)  
CVイメージ

- ・事業保障、死亡退職金・弔慰金の準備
- ・CVの活用=退職金準備



■このように、同じ定期保険でも、保険期間によって経理処理が違ってきます。現在加入している生命保険の内容について、是非チェックしてみてください。その上で最適な生命保険商品を検討されることをお勧めします。具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保幸>

# 一倉定の経営心得シリーズ

その九十六

社長が社内にいる限り、  
管理職は育たない。

社長が会社の中にいるということは、いかに管理職を信頼していないかを、  
言外に示しているものである。

ちよつとでも社長の意にそわないことをしようものなら、「なぜ社長の了解なしにやったのか」と言われるにきまっている。だから、社長にお伺いをたてる。このほうが楽だし、責任を追及されないのである。

こんな状態で管理職が育つはずがない。

「いつまでたっても世話をやかせる」「うちにはどうして人材が育たないのか」という社長の悩みは、社長自身がその原因なのである。社長が社内にいる限り、人材は育たないのである。

# もうすぐ年末調整の時期です！

## PX2で年末調整も出来てしまいます！

N社は経理担当者である奥様が総勢5名の方の毎月の給与計算や賞与計算をエクセルで行っています。

今までは自社で年末調整を行っていましたが、ミスをしたらどうしよう！という不安が多く、時間と手間がかかっていました。そこでPX2で年末調整を行えることを知り、会計事務所のサポートを得ながらPX2で行いました。その結果、良かった点は年末調整作業の時間短縮を図ることができ、業務の効率化が図れるようになりました。そして一番良かったことは安心して年末調整業務を行えるようになったことでした。

**I・年末調整の準備**  
年末調整を正確に且つスピーディに行うために、前もって資料準備を行います。

- ・年調準備資料
- ・年調社員情報記入用紙
- ・扶養控除等申告書

**II・年調社員情報の入力**

初期登録時の社員情報に変更があった場合、社員情報を変更します。その後、エキスパートチェックを行うことでミスを防ぐことができます。

**IV・源泉徴収票印刷**

源泉徴収票の印刷を行います。

**III・年末調整計算**

ボタン1つで自動で計算を行います。その後、計算結果を確認します。

これは喜ばれています！！

クリック！  
して計算を行います

その一 年末調整の準備書類確認表

平成19年度分年末調整の準備書類確認表	
1. 年調準備資料	○
2. 年調社員情報記入用紙	○
3. 扶養控除等申告書	○
4. 保険料兼配特控除申告書	○
5. 配偶者控除適用チェック	○

その二 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

ポイント 給与の支払者、社員の住所は記載されているので確認をして押印してもらうのみです！

# PX2で

年末調整業務を安心して行うことが可能です。

システムに関するご質問、ご相談は山口会計事務所までお問い合わせください。



# これからの研修

掃除に学ぶ会	三条市立第二中学校	11月9日(日)	8:30 ~ 12:00
年末調整P X 2 研修	加茂商工会議所	11月25日(火)	13:30 ~ 16:00



## あ と が き

11月2日の日曜日は、加茂市駅伝大会がありました。長女の通う小学校でも、チームを結成し参加することとなりました。うちの娘もありがたいことに声をかけていただき初駅伝を体験させていただきました。なかなか練習する時間もなかったようですが、なんとか目標の完走は達成でき応援していたこっちもホッとしました。

担任の先生から「走り終わってから中を開けてね」といって手作りのお守りをいただき、ズボンのポケットに入れて走っていました。娘に「お守りのおかげだったね」といったらニコニコしていました。

駅伝に参加したらどう？と誘ってもらい、初めて駅伝を体験したこと。

チーム5人で力を合わせてたすきを繋ぎ完走できたこと。

2.5Kmと、今までで走ったことのない長距離に挑戦できたこと。

トッキッキのメダルをもらえたこと。

娘も、私も、いろいろなことを学べた駅伝大会でした。

鶴巻博子

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						



日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

## 関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべ

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp